

雪害に強い果樹産地づくり検討会 設置要領

令和 8 年 4 月 15 日

1. 趣旨

東北地方のりんご、日本なし等の果樹産地においては、甚大な被害が発生した昨冬に引き続き今冬も大雪となり、樹体の損傷や果樹棚の損壊等の被害が発生した。

今後も同様に大雪となる可能性がある中、雪害に強い果樹産地づくりに向け、東北農政局管内 6 県や研究機関等と連携し、雪害に強い栽培方法の導入やそのための苗木の供給力強化等について検討するため、「雪害に強い果樹産地づくり検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

2. 検討内容

- (1) りんごの雪害に強い栽培方法の導入促進に関する事
- (2) 日本なしの雪害に強い栽培方法の検討に関する事
- (3) 苗木の供給力強化に関する事
- (4) その他

3. 構成

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。なお、構成員の出席が困難な場合は、代理出席を認めることができる。
- (2) 検討会は、必要に応じ、普及指導関係者や公設試験研究機関研究者、民間事業者等の関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

4. 運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選により選任し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (3) 座長は、検討会の運営に関する事務を掌理する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合には、その職務を代理する。
- (5) 検討会の配付資料は、原則として公開とする。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- (6) 検討会の議事概要は、公開する。

5. 事務局

検討会の事務局は、農産局果樹・茶グループの協力を得て、東北農政局生産部園芸特産課において行う。

【別紙】

雪害に強い果樹産地づくり検討会構成員

(1) 東北農政局管内6県

三上 一哉	青森県農林水産部りんご果樹課長
伊藤 一成	岩手県農林水産部農産園芸課総括課長
伊藤 晋	宮城県農政部園芸推進課長
石澤 浩樹	秋田県農林水産部園芸振興課長
安達 栄介	山形県農林水産部園芸大園推進課課長補佐
大高 圭申	福島県農林水産部園芸課主幹兼副課長

(2) 農林水産省

羽石 洋平	農産局果樹・茶グループ長
○岩崎 光徳	技術会議事務局研究統括官付研究専門官
宇佐美直樹	東北農政局生産部園芸特産課長

(3) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

◎岩波 宏	果樹茶業研究部門リンゴ研究領域長
-------	------------------

◎：座長 ○：座長代理